

別紙 1 本人性確認書類 契約時確認事項

株式会社コスト削減グループでは、「犯罪収益移転防止法」に基づき、契約時に以下の項目を確認させていただきます。ご理解とご協力のほど、何卒宜しくお願い申し上げます。

【個人名義でご契約されるお客様】

< 確認事項 >

- (1) 代表者の氏名、住所、生年月日
- (2) ご契約目的
- (3) 代表者のご職業
- (4) 担当者の氏名、住所、生年月日
- (5) 担当者が契約を行う事由

< 必要書類 >

確認事項	必要書類(有効期限内である必要があります。)
(1) 代表者の氏名、住所、生年月日	以下のいずれかの本人性確認書類が必要です。 ・ 運転免許証 (両面) ※国際運転免許を除く ・ 運転経歴証明書 ・ 各種健康保険証 (両面) ※住所の記載が必要です。 ・ 各種年金手帳 ・ マイナンバーカード (表面のみ) ・ 住民基本台帳カード (写真付) ・ パスポート ※住所の記載が必要です。 ・ 在留カード ・ 特別永住者証明書 ・ 身体障害者手帳 ・ 外国人登録証明書 ※在留期限が 90 日以上あるもの ・ 契約に実印を使用する場合の当該実印の印鑑登録証明書
(2) 職業	必要書類はございませんが、口頭にて確認させていただきます。
(3) 契約目的	
(4) 担当者の氏名、住所、生年月日	(1) の代表者の必要書類と同じです。 ※代表者が契約を担当する場合は、必要ありません。
(5) 担当者が契約を行う事由 自社のために契約を行うことが確認できる書類。	・ 委任状 ※代表者が担当者に、契約業務を委託していることを証明する必要があります。 ※代表者が契約を担当する場合は、必要ありません。

※上記書類に記載されている住所と、現住所が異なる場合補助書類として下記書類のいずれかが必要となります。

- ・ 納税証明書
- ・ 電気・ガス・水道などの公共料金領収証 (発行日から 6 ヶ月以内で現住所が記載されているもの)
- ・ 社会保険料領収書

【法人名義でご契約されるお客様】

＜確認事項＞

- (1)名称、本店または主たる事業所の所在地
- (2)担当者の氏名、住所、生年月日
- (3)担当者が契約を行う事由
- (4)事業内容
- (5)契約目的
- (6)議決権保有比率が25%超の方、および該当する方の氏名、住所、生年月日

＜必要書類＞

確認事項	必要書類(有効期限内である必要があります。)
(1) 名称、本店または主たる事業所の所在地	以下のいずれかの法人確認書類が必要です。 ・登記事項証明書（名称、本店または主たる事務所の所在地の記載のあるもの） ・印鑑登録証明書（名称、本店または主たる事務所の所在地の記載のあるもの）
(2) 担当者の氏名、住所、生年月日	上記、個人名義で契約される場合に記載されている必要書類と同じです。
(3) 担当者が契約を行う事由 自社のために契約を行うことが確認できる書類	・委任状 ※代表者が担当者に、契約業務を委託していることを証明する必要があります。 ※代表者が契約を担当する場合は、必要ありません。
(4) 事業内容	以下のいずれかの書類が必要です。 ・登記事項証明書 ・定款など
(5) 契約目的	必要書類はございませんが、口頭にて確認させていただきます。
(6) 議決権保有比率が25%超の方、および該当する方の氏名、住所、生年月日	（登記事項証明書をご提出の方は、登記事項証明書にて確認させていただきます。）

※上記書類に記載されている住所と、現住所が異なる場合補助書類として下記書類のいずれかが必要となります。

- ・納税証明書
- ・電気・ガス・水道などの公共料金領収証（発行日から6ヶ月以内で現住所が記載されているもの）
- ・社会保険料領収書

【ご注意事項】

- ・ 本人確認書類は、氏名、住所および生年月日が記載されているものに限りません。
- ・ ご契約時確認ができない場合、当社サービスをご契約いただくことはできません。
- ・ 既にお取引時確認手続を済ませられたお客さまにつきましては、本人確認書類やその他確認書類をご提示いただく場合があります。また、当社にお届けいただいている氏名・住所等に変更がある場合には、再度本人確認書類等をご提出いただきます。ご提出を拒否される場合は、現在のご契約を解除させていただく場合があります。
- ・ 本人特定事項、お取引目的、職業／事業内容、実質的支配者等の情報を偽ることや、他人になりすまして契約を行うことは、犯罪収益移転防止法により禁じられております。契約中にもかかわらず、前述の内容について虚偽の報告またはなりすましが発覚した場合は、当社は予告なく利用停止並びに契約の解除を行います。
- ・ ご契約後、本人確認書類に記載の住所へ、『お申込受付内容のご確認』の書面を転送不要郵便にて郵送いたします。当社へ書面の返却があった場合、「犯罪収益移転防止法」が定める住居の確認が完了しないため、新たな本人確認書類のご提示・送付または、該当のご契約をお断りする場合がありますので予めご了承ください。